

令和6年7月31日

修正対象物品の令和6年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和6年度の初日等から令和6年6月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	25,239 トン	119,761 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	48,931 トン	161,069 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	578 トン	95 トン	483 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	268,375 トン	66,612 トン	201,763 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	44,384 トン	11,814 トン	32,570 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	31,252 トン	117,298 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	3 トン	14 トン
15	豚肉調製品	カナダ	58 トン	17 トン	41 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	1 トン	超過済
17	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,000 トン	0 トン	7,000 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,167 トン	169 トン	5,998 トン
26	オレンジ	発効国全体	47,000 トン	※トン	ー トン

27	SPF製材	カナダ	1,762,000 m³	165,993 m³	1,596,007 m³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	71,600 m³	6,073 m³	65,527 m³
29	OSB等	カナダ	251,000 m³	24,985 m³	226,015 m³
30	熱帯産木材合板	マレーシア	1,169,400 m³	113,442 m³	1,055,958 m³
31	合板	ベトナム	258,000 m³	42,121 m³	215,879 m³
32	広葉樹合板	マレーシア	689,800 m³	26,515 m³	663,285 m³
33	針葉樹合板	カナダ	7,600 m³	264 m³	7,336 m³
34	針葉樹合板	チリ	19,000 m³	134 m³	18,866 m³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	67,200 m³	189 m³	67,011 m³
36	豚肉（基準価格未満）	発効国全体	114,000 トン	174 トン	113,826 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日欧EPA）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉（基準価格以上）	欧州連合	400,747 トン	80,951 トン	319,796 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,836 トン	732 トン	3,104 トン
40	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	欧州連合	3,233 トン	1,322 トン	1,911 トン
41	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	欧州連合	2,800 トン	1 トン	2,799 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	－ トン
43	豚肉（基準価格未満）	欧州連合	79,800 トン	98 トン	79,702 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉（基準価格以上）	アメリカ合衆国	289,014 トン	65,919 トン	223,095 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	165 トン	879 トン
47	ホエイ（乳たんぱく質25%未満）	アメリカ合衆国	7,000 トン	57 トン	6,943 トン
48	ホエイ（乳たんぱく質25%以上45%未満）	アメリカ合衆国	6,167 トン	219 トン	5,948 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	44,650 トン	※トン	－ トン
50	豚肉（基準価格未満）	アメリカ合衆国	114,000 トン	174 トン	113,826 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）（牛肉以外）

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉（基準価格以上）	英国	401,802 トン	81,157 トン	320,645 トン
53	豚肉調製品	英国	3,836 トン	732 トン	3,104 トン

54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,233 トン	1,322 トン	1,911 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,800 トン	1 トン	2,799 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※ トン	ー トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	79,800 トン	98 トン	79,702 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・ 1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・ 3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・ 47の項の輸入数量には24の項、48の項の輸入数量には25の項、50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

※ 26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。